

議案第68号

すみだトリフォニーホール条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだトリフォニーホール条例の一部を改正する条例

すみだトリフォニーホール条例（平成8年墨田区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第13条第3号中「の利用」を「を利用すること」に改める。

第17条第3項第2号中「発揮」の次に「することが」を加える。

別表大ホールの項中「248,000円」を「272,000円」に、「292,000円」を「321,000円」に、「471,000円」を「518,000円」に、「915,000円」を「1,006,000円」に、「322,000円」を「354,000円」に、「512,000円」を「563,000円」に改め、同表小ホールの項中「12,000円」を「13,000円」に、「22,000円」を「24,000円」に、「35,000円」を「38,000円」に、「58,000円」を「63,000円」に改め、同表練習室の項中「2,400円」を「2,600円」に、「3,600円」を「3,900円」に、「4,800円」を「5,200円」に、「10,800円」を「11,700円」に改め、同表楽屋の項中「2,000円」を「2,200円」に、「3,000円」を「3,300円」に、「4,000円」を「4,400円」に、「9,000円」を「9,900円」に、「6,000円」を「6,600円」に改め、同表付記1及び3中「2」を「付記2」に改め、同表付記に次のように加える。

4 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表（大ホール、楽屋及び付帯設備に係る部分を除く。）に

定める額（付記 1 又は 2 の規定による額を含む。）に当該額の 3 割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用承認を受けているものに係る利用料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化を図るため、利用料金の上限額を改定するとともに、新たに区民外料金を設ける必要がある。